

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【15】
2. 日時：令和5年12月13日 13時30分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官※、
義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官※、片桐主任安全審査官※、
小林主任安全審査官、建部主任安全審査官※、伊藤（拓）安全審査官、
平本安全審査専門職※、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

浅野上席監視指導官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他1名

電源事業本部 原子力電気設計グループ マネージャー 他4名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他3名※

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長※

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他3名※

中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 総括・品質保証部 品質保証グループ スタッフ副長※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他2名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 部長 他5名※

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日、11月22日及び12月6日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行 BWR プラントとの比較表）】

- ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の運転上の制限について、点検・修理のための当該チャンネルまたは論理回路をバイパスする方法について詳細に説明すること。
- ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の動作可能であるべきチャンネル数（論理毎）の考え方について、保安規定変更に係る基本方針に例示されている「重大事故等対処設備の所要チャンネル数は、設計基準事故対処設備の所要チャンネル数の考え方と同様に設定する。」を踏まえて説明すること。
- 代替自動減圧機能の確認事項について、残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプのサーベイランス後に、出口配管のうち逆止弁から注水弁までの間に圧力が残る場合の影響について説明すること。
- 代替自動減圧機能の確認事項である、残留熱除去系ポンプ及び低圧炉心スプレイ系ポンプ運転状態について、ポンプ吐出圧力を確認するとしている先行プラントと異なり、ポンプの遮断器の状態を確認するとしていることについて、設置許可の内容を踏まえて説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし